

簡易型設計方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知中部水道企業団(以下「企業団」という。)が発注する工事において、設計業務の効率化のため、簡易型設計方式により発注する場合の取扱いについて定める。

(定義)

第2条 簡易型設計方式とは、概算の数量にて積算し、契約後に工事現場の照査に基づき設計変更を行う方式をいう。

(適用する工事)

第3条 この要領は、次の各号のいずれかに該当する工事に適用する。ただし、委託業務等により詳細図面がある場合は適用しない。

- (1) 施設、機能等が著しく変化しない配管工事
- (2) 現地照査の結果と当初設計とのかい離等により工事費、工期等に著しい影響を与えない工事
- (3) 詳細数量を算定することが非効率であると考えられる工事

(工事現場の照査)

第4条 請負者は、概算設計図書及び簡易型設計方式設計ガイドに基づき工事現場を照査し、その結果を基に工事計画図書を作成し、工事打合簿に工事計画図書を添付し企業団へ報告する。なお、工事計画図書は愛知中部水道企業団工事完了図作成要領により作成するものとし、次に掲げる図書を標準とする。

- (1) 平面図、詳細図、横断図、仮設配管図、舗装復旧図及び区画線図
- (2) 資材調書及び数量計算書
- (3) 道路占用許可及び道路使用許可の申請に必要な書類

(工事計画図書の承認)

第5条 企業団監督員は、工事計画図書を審査し、工事計画図書を承認するときは、工事打合簿により請負者へ通知するものとする。

(施工)

第6条 請負者は、概算設計図書及び企業団が承認した工事計画図書に基づき施工する。ただし施工に伴い内容の変更が生じた場合は、愛知中部水道企業団設計変更ガイドラインに従い行うものとし、確定した数量を企業団へ報告すること。

(設計変更事務)

第7条 設計変更は、工事計画図書に基づき行う。なお、内容変更による工事打合簿が交わされているものについては、企業団及び請負者が合意した数量により設計変更を行う。ただし、設計変更における変更理由は「工事計画図書の精査により変更する。」と記載する。

(留意事項)

第8条 簡易型設計方式に係る留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 設計変更により安易に箇所、構造及び工法等の変更を行うことのないように留意する。
- (2) 工事計画図書の作成日数は、30日を上限とし工期に加算する。ただし複数年契約とする規模の工事においては、年度単位での加算とする。
- (3) 契約後、監督員は工事の意図を請負者に説明するものとし、参考となる資料があるときは請負者に貸与することができる。
- (4) 工事計画図書の作成費については、共通仮設費の準備工に図面作成費として計上するものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。